

れもんのこ近江八幡保育園のしおり

重要事項説明書



れもんのこほいくえん

LEMON NO KO NURSERY SCHOOL

社会福祉法人檸檬会

目次

- 運営法人の概要・保育園の概要
- 施設の概要
- 開園時間など
- 事業内容
- 年間行事予定
- 利用にあたっての留意事項
- 緊急避難場所・避難経路
- 警報発令時
- 苦情解決のしくみ
- 一日の流れ
- 持ち物
- 制度について
- 投薬について
- 個人情報保護に関する基本方針
- 参考資料

運営主体

- 名 称 社会福祉法人 檸檬会（れもんかい）
- 理事長 前田 効多郎
- 本部所在地 和歌山県紀の川市古和田 240 TEL（0736-79-7313）
- 設 立 2007年2月
- 事業内容 認可保育園の運営

園の概要

- 種別 小規模保育 A 型
- 名 称 れもんのこ近江八幡
- 所在地 近江八幡市西本郷町 231-1
- 電 話 0748-36-2090 ■FAX 0748-36-2091
- 施設長名 山田 真紀子
- 開設年月日 2018年4月1日
- 利用定員 (2号・3号)

| | | |
|-----|-----|-----|
| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| 6人 | 6人 | 7人 |

社会福祉法人檸檬会について

わたしたち檸檬会は、乳幼児から大人まで、障がいの有無や性別、国籍を問わない多様な個性が躍動する社会の実現に向け、さまざまな取組みを進めています。

「レイモンドほいくえん」や「れもんのこほいくえん」「Kid' s&More」など保育施設・学童保育施設では、「なんだろうのその先へ」を合言葉に、子どもが主体的に遊び、学ぶ探究的な保育を進めています。また、障がい者福祉事業にも力を入れ、児童発達支援や就労移行支援、就労継続支援、障がい者グループホーム等の運営も行い、ソーシャル・インクルージョンの実現を目指しています。

法人名：社会福祉法人 檸檬会（れもんかい）

代表者：理事長 前田 効多郎

法人本部：和歌山県紀の川市古和田 240

電話番号：0736-79-7313

設立：2007年2月

職員数：1479人（2023年1月1日現在）

運営地域：11都府県 約80施設

公式サイト <https://www.lemonkai.or.jp/>

事業内容

- ・レイモンドチルドレン（保育事業）
- ・れもんのこほいくえん（小規模保育園）
- ・Kid' s & More（企業主導型保育園、プリスクール、学童）
- ・レイモンド学童クラブ（放課後児童クラブ）
- ・レモネードキッズ（児童発達支援）、レモネード（相談支援）
- ・LIIMO（就労移行支援）
- ・レイモンドBK、レイモンドマーケット（就労継続支援）
- ・レイモンドハウス（障がい者グループホーム）

レイモンドヴィレッジ・プロジェクト

ソーシャル・インクルージョンを実現するために、奈良県三郷町の大学キャンパス跡地で「レイモンドヴィレッジ」を2023年4月に開村します。

※今春開校・開所予定の事業

- ・レイモンド学園（通信制高校）
- ・レイモンドカレッジ（生活訓練、就労移行支援）
- ・レイモンドマネジメント（就労継続支援）

レイモンドヴィレッジでは、さまざまな社会の問題解決に取り組むために、年齢、国籍や性別、そして障がいの有無に関わらず、全ての人が個性を生かして躍動できるボーダーレスなコミュニティを創造します。

■保育理念

私たちは保育を通じて“3つの心”を育みます。

- ・人・命を愛する心
- ・自然とともに生きる心
- ・想像（創造）する心



■保育方針

子ども一人ひとりの育ちに寄り添い、それぞれの生きる力を育む

- ・乳児の育児担当
- ・大人がさりげなく手を差し伸べる保育
- ・基本的な生活習慣と生活経験
- ・子どもの自主性を大切にしたコーナー保育

さまざまな体験を通して、しなやかな身体と豊かな感性を育む

- ・豊かな自然体験/動植物との関わり
- ・心揺さぶられる原体験と豊かな表現活動
- ・多様な運動遊び
- ・子ども発のつながる保育
- ・文化、伝統の継承
- ・美しい保育空間づくり人との“つながり”、社会との“つながり”を育む
- ・多様なコミュニケーション
- ・社会へつながる遊びの発展
- ・あいさつ、礼儀作法、利他の心



■敷地面積 212.28 m² 園庭 76.83 m²

■園舎 構造：木造2階建て 延べ 147.90 m²

主な施設の概要

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|-------|-----|----------------------|
| (乳児室) | 1室 | 25.76 m ² |
| (保育室) | 2室 | 42.85 m ² |
| (調理室) | 1室 | 15.84 m ² |

職員体制

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|----|----|-----|----|
| (園長) | 1人 | 1人 | 0人 | |
| (保育士) | 8人 | 4人 | 4人 | |
| (調理師) | 2人 | 0人 | 2人 | |

利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

| | | |
|--------|-----------------------|------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 保育時間 | 保育標準時間 | 7時30分～18時30分(11時間00分) |
| | 保育短時間 | 8時30分～16時30分(8時間) |
| 延長保育 | 保育標準時間 | 18時30分～19時30分 |
| | 保育短時間 | 7時30分～8時30分 16時30分～18時30分 |
| 開閉所時間 | 月～金曜日 | 7時30分～19時30分 |
| | 土曜日 | 7時30分～18時30分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日 | |
| | 年末年始(12月29日～1月3日) | |
| | ※お盆・年末年始・年度末は家庭協力日の予定 | |

利用料金

(1) 特定保育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市に対し、当該市が認める保育料をお支払頂きます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に係る保育料の他、別表に掲げる費用を負担して頂きます。

お支払方法については別途お知らせします。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担

| 受領する費用の種類 | 支払を求める理由 | 金額 |
|-----------|---|---|
| 延長保育料 | 時間外保育に要する費用をご負担頂くもの | 短時間保育： 7時30分～8時30分 16時30分～18時30分 標準保育：18時30分～19時30分 30分ごとに 100円 最大料金 月額 2000円 |
| 入園時に係る費用 | 保育園にて個人で使用するもの | 連絡帳 200円 健康の記録 330円 カラー帽子 1100円 氏名印 160円 連絡袋 110円 自由帳 110円 ネームストラップ 220円 スポーツ振興センター 250円 |
| 行事・プレゼント等 | 行事参加費・プレゼント購入費等 | 都度徴収させていただきます |
| 集金システム | enpay システム使用料 | 月 100円 (請求額が 4500円未満は無料) |
| 定額オムツサービス | 手ぶら登園サービス利用料 | 月 2508円 (2歳児は希望者のみ) |
| その他 | 平日 19時30分・土曜日 18時30分を過ぎての保育はありません。 万が一超える場合は、15分ごとに 1000円を徴収させていただきます。 | |

提供する事業内容

給食について

| 食事の提供方法 | 自園調理 | | | |
|------------|---|---------------|-----------------|-----------------|
| 提供時間 | | 午前の補食 (牛乳) | 昼食 | 午後の補食 |
| | 0歳児 (3号) | 子どもの姿にあわせての提供 | | |
| | 1, 2歳児 (2, 3号) | 順次登園次第 | 11時～12時30分 (順次) | 14時30分～15時 (順次) |
| 離乳食への対応 | 0歳児に関しては、離乳食進度表を各自作成し、成長発達にあわせて提供を行っています。 | | | |
| アレルギー等への対応 | 医師による意見書 (1年ごとに提出) をもとに、保護者の方と相談の上、除去等の対応をさせて頂きます。場合により対応しかねる場合もあります。 | | | |
| 衛生管理等 | 大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行っています。 安全衛生推進者を設置しています。 毎年の保健所立入調査、毎月の専門業者による立ち入り検査を行っています。 全職員の検便検査を毎月行っています。 | | | |

事業内容について

| | |
|------|---|
| 健康診断 | <ul style="list-style-type: none"> ・内科健診（ 2回/年 ） ・歯科健診、尿検査（ 1回/年 ） ・身体計測（ 毎月 ） |
| 避難訓練 | 防火管理者のもと、非常の場合に備えて適切な訓練を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練、消火訓練（ 1回/月 ） ・災害時想定避難訓練、引き渡し訓練（ 1回/年 ） |

地域子育て支援（事業）

■特別保育

延長保育…（18：30から19：30まで）

乳児保育…生後6か月より保育を行っています。

年間行事予定

| | |
|-----|--------------------|
| 4月 | 入園式 |
| 5月 | 内科検診 |
| 6月 | 歯科検診 |
| 7月 | 七夕・水遊び・夏祭り |
| 8月 | 水あそび |
| 9月 | 保育参加・個別懇談 |
| 10月 | 内科検診 |
| 11月 | 引き渡し訓練 |
| 12月 | クリスマス |
| 1月 | お正月遊び |
| 2月 | 節分 |
| 3月 | お別れ会・卒園式・新入園児入園説明会 |

※毎月一回 身体測定 避難経路の実施

※年間行事はあくまでも予定ですので、変更になる場合があります

利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

【2、3号認定子ども（保育認定）】

| | |
|--------|--|
| 利用者の決定 | 市が行う利用調整による |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 2、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）・ 保護者から退園の申し出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支援又は困難が生じたとき |

利用にあたっての留意事項

| | |
|----|---|
| 送迎 | <ul style="list-style-type: none"> ●原則、保護者の方の送迎です。 ●開園時間は 7 時 30 分です。既定の時間より早く登園されても保育の受け入れは出来ません。 ●安全の為、お迎えの際には必ず毎回「保護者証」の提示とお名前をお伝えくださいますようお願いいたします。(モニターで確認をして解錠しています。) ●保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、成人でお迎えカードの所持者に限ります。その場合、必ず連絡帳または口頭で知らせて下さい。 ●やむを得ずお迎えカードをお持ちでない方がお迎えに来られた場合には、免許証などでお名前などを確認させていただきます。 ●登園時は、必ず園の玄関の中までお送り下さい。登降園タッチパネルの操作も忘れずに行ってください。 ●園に必要なものは持参させないでください。(おもちゃなど) ●食品の持ち込みは誤飲に繋がる恐れがあります。朝食などは家庭で済ませ、園に持ち込まないでください。 ●駐車場内は時間帯によっては混み合うことがあります。多くの車が駐車できるよう互いに譲り合って頂き、長時間の駐車はされないようご協力お願いいたします。 ●送迎時に駐車場などでお子様が遊ばれますと事故などに繋がる恐れがあります。送迎時はお子様と手をつなぎ速やかにお願いたします。 |
| 連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ●給食数、保育の都合上、9 時まで登園して下さい。 ●遅刻・欠席の場合は 9 時まで電話連絡をお願いします。(連絡なしで 9 時を過ぎての登園は給食の用意ができない場合があります) また、連絡を頂いても 12 時 30 分を過ぎると食品衛生上いかなる場合も給食の取り置きはできないことになっています。 ●お迎え時間が、降園予定時間に記入した時間から変更が生じる場合、電話での連絡をお願いします。(園から連絡をさせて頂くこともあります) ●キッズプラスの登録をお願いします。 ●家庭事情の変更はすぐにお知らせ下さい。(住所、職場、勤務時間、家族構成など) |
| 服装 | <ul style="list-style-type: none"> ●薄着の習慣をつけましょう。 ●清潔で動きやすく、着脱しやすい、身にあった服装にしましょう。(つりズボン、フード付、長い紐付など着ている洋服が原因で事故が起こっています。安全を最優先に考え洋服を選びましょう。) ●靴はサイズにあった運動靴を選びましょう。(サンダル、クロックス、長靴で登園する場合、運動靴をご用意ください。) ●髪の毛の長いお子様は、ゴムで結んできてください。(飾り付き・切れやすい物は禁止です。) |
| 給食 | <ul style="list-style-type: none"> ●栄養とバランスを考えたメニューを管理栄養士が作成し、保育園内で調理・提供をします。 ●0 歳児に関しては離乳食進度表を個別に作成し、成長発達にあわせた離乳食の提供をします。 ●食物アレルギーについては、除去食の提供をします。(場合によって対応しかねることもあります。)(詳細→「健康」参照) ●みんなで楽しく食べることを通し、偏食をなくし、マナー等を身に付ける場にしたいと考えています。 |

健康

- 睡眠は十分にとり、朝食は必ず食べましょう。
- 爪は短く、髪は清潔にしましょう、長い髪は結ぶなどして下さい。
- 登園前に用便を済ませる習慣をつけましょう。
- 毎朝、検温をして連絡帳への記入をお願いします。

【体調について】

- 病児保育はしていません。朝、体調がすぐれない時の無理な登園はやめましょう。
- 登園の際、前日に熱や下痢などの体調不良があったなどの場合には必ず保育者に直接お伝え下さい。

〈登園の目安〉

発熱：夕方から当日の朝まで解熱剤を使用せずに解熱していること。

下痢、嘔吐：夕方から当日の朝までに下痢、嘔吐がなく、食欲があること。

感染症、または感染症が疑われる場合は、下痢、嘔吐が止まって24時間が経過し、食欲があること。

- 園で体調が悪くなった場合は連絡をさせていただきます。(発熱：37.5℃以上)
- 高熱(38℃以上)や下痢・嘔吐が2回以上続く、ぐったりしている、など普段と違う場合には、連絡後の至急のお迎え、受診をお願いします。(感染性胃腸炎の流行時期では下痢・嘔吐が1回でもみられた時)

【健康診断について】

- 身体計測、健康診断の結果は、健康の記録に記入します。
- 内科健診については、健診当日に欠席をした場合、直接、園医(堀江医院)に行ってください。

【予防注射について】

- 予防接種は積極的に受けて下さい。入園後、予防接種を受けた場合には園までお知らせ下さい。
- 接種後に運動をすると、発熱や体調不良等、副作用が出やすくなる可能性が高くなるようです。できるだけ午後からの接種をし、接種後はお家でゆっくり過ごされることをおすすめします。

【感染症について】

- 以下の場合、必ずお知らせ下さい。
 - ・家庭内で感染症が発病した場合(職員が子どもの異常に早く気づくため)
 - ・感染症の病気になった場合(詳細は別紙①をご覧ください)
 - ・感染症の疑いで検査をした場合、その結果が出るまでは登園自粛をお願い致します。
- 感染症後の登園には厚生労働省ガイドラインに基づき、医師による「意見書(登園許可書)」もしくは、保護者の方による「登園届」の提出が必要です。(費用はかかりません)(提出紙⑩、⑪)

【アレルギーについて】

- 給食の除去食提供については、医師の診断のもと、家庭と連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、半年ごとの医師による意見書の提出をお願いします。

【とびひについて】

- 湿疹や虫刺され痕を掻き寄せてできた傷から浸出液が出ている時は、ガーゼで覆って下さい。

服薬について

- 基本 檸檬会では投薬は致しません。
園で薬を飲ませることは、医療行為となるため、行うことができません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り医師の指示に基づき行うことはできます。

| | |
|--------------|--|
| | <p>まずは、主治医に相談をし、一日2回の処方に変更してもらうなどのご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●止むを得ず薬を持参される場合は日本保育保健協議会の指針に沿って対応させていただきますので、P17「保育園の投薬の取り扱いについて」をよくお読みの上、「投薬依頼書」と薬を職員に手渡しをお願いします。投薬依頼書は玄関に置いています。 ●ダイアップ、エピペンについては、個別相談をお願いします。 |
| 生活 | <ul style="list-style-type: none"> ●園からの緊急のお知らせ等は、キッズプラスのお知らせ機能にてお伝えします。随時、通知を受けられる状態にしておいてください。 ●毎月、「園だより」「クラスだより」等をお配りします。 ●園に不必要なもの（シール、ビーズ、キーホルダー、おもちゃ等）は持ってこないようにしてください。 ●持ち物には必ず名前を記入しましょう（下着、靴、靴下にもはっきりと！）洗濯などで薄くなります。確認をお願いします。 |
| 安全 | <ul style="list-style-type: none"> ●私たち職員は十分注意をしていますが、集団生活の中では思いがけない事故が起こる場合があります。万が一、病院の受診が必要なケガが起こった場合、まず保護者の方に連絡を入れ、ケガの状態などをお知らせした上で病院に行きます。できるだけ保護者の方の同行をお願いしておりますが、都合のつかない場合は後日、保険証を病院に提出して頂くこととなります。ご協力のほどお願い申し上げます。 ●不慮の災害に備え、独立法人日本赤十字振興協会の災害共済に加入することができます。共済掛金につきましては、子ども一人につき1年間 250円となります。1度申込み後は自動更新となります ●警報発令時、緊急災害時の対応につきましては次ページでご確認下さい。 ●不慮の大災害に備え、緊急時個人カードを作成しますので提出をお願いします。（別紙） ●子どもの安全を確保するための、安全対策強化対策を実施しています。 <具体的な取り組み>危機管理マニュアル・バス利用時マニュアル作成・運用 遊具の点検等定期安全点検の実施 |
| 避難訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ●月1回の避難訓練 ●年1回の引き渡し訓練 <p>非常の場合に備え、防火管理者のもと、適切な訓練を園全体で行います。</p> |
| 土曜保育 延長保育 | <ul style="list-style-type: none"> ●原則として就労等により保育に欠けるご家庭が対象となります。必要とされる方は玄関に置いてあるボードに毎週木曜日までにご記入ください。 ●週に6日の登園になりますと、お子様も疲れが出て体調を崩しやすくなります。可能な範囲で平日に代休をとって頂き自宅でゆっくりと過ごす日を作ってあげてくださいね。 |

連携施設

武佐こども園

- ・行事などへの参加
- ・緊急時の代替保育

嘱託医

医療機関の名称：堀江医院
 医師名 堀江 千春
 住所：近江八幡市加茂町 3660-5
 Tel：0748-34-8131

嘱託歯科医

医療機関の名称：ふるかわ歯科クリニック
 医師名 古川 和仁
 住所：近江八幡市鷹飼町南 1 丁目 4-7
 Tel：0748-37-8822

緊急時における対応方法

緊急時及び非常災害時における園児の安全確保を図るため、危機管理マニュアルを作成し、必要な対策や訓練などを積極的に行います。

また、保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

■管轄する消防署

消防署名：近江八幡消防署
 住所：近江八幡市小船木町 8 1 9 番地
 Tel：0748-33-5119

■管轄する警察署

警察署名：近江八幡警察署
 住所：近江八幡市土田町 1 3 3 2 番地 1
 Tel：0748-32-0110

非常災害対策

| | | |
|------------|-------------------------------|------------|
| 防火管理者 | 山田 真紀子 | |
| 消防計画届け出年月日 | 平成 30 年 8 月 21 日 | |
| 避難訓練 | 避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施 | |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器、緊急ブザーペンダント（各担任） | |
| 避難場所 | 第一避難場所 | 園庭・園舎 |
| | 第二避難場所 | 保育園駐車場 |
| | 最終避難場所 | サンビレッジ近江八幡 |
| 緊急の連絡手段 | キッズプラスでのお知らせ・電話連絡 | |

○警報・特別警報発令について

①登園前に「警報（暴風・暴風雨・暴風雪）」が発令されている場合

- ・警報が発令されている場合は、できる限り家庭での待機をお願いします。
- ・午前 7 時 30 分（開園時間記載）までに警報解除された場合は、通常通り登園して下さい。
- ・午前 7 時 30 分から午前 10 時の間で解除された場合は、食材配達が無いため、給食はありません。お弁当を持参し、登園して下さい。午後おやつは市販のものを提供します。（持ち帰り不可）
- ・午前 10 時時点で警報が出ている場合は、できる限り家庭保育をお願いいたします。

②保育中に警報が発令された場合

- ・出来る限り早めのお迎えをお願いします。
- ※緊急連絡先に連絡（メールを利用した緊急連絡システム利用）いたします。

③登園前に「特別警報」が発令されている場合

- ・午前 7 時の時点で特別警報が発令されている場合は、保育を中止します。
- ご家庭で避難勧告、指示等の情報収集に努め安全を確保して、お過ごし下さい。
(午前 7 時以降に特別警報が解除されても保育を中止します。)

④保育中に「特別警報」が発令された場合

- ・登園後に特別警報が発令された場合、保育を中止し状況判断のうえ「保育園待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行ないます。

特別警報とは

これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていて油断できない状況です。

○地震時の対応

保育中に激震（震度 5 弱以上）のあった場合、

- ・余震のある可能性もありますので、保護者の方のお迎えをお願いします。
- ・建物の破損等、避難勧告または指示が無い限り、お迎えまで保育園で保護します。

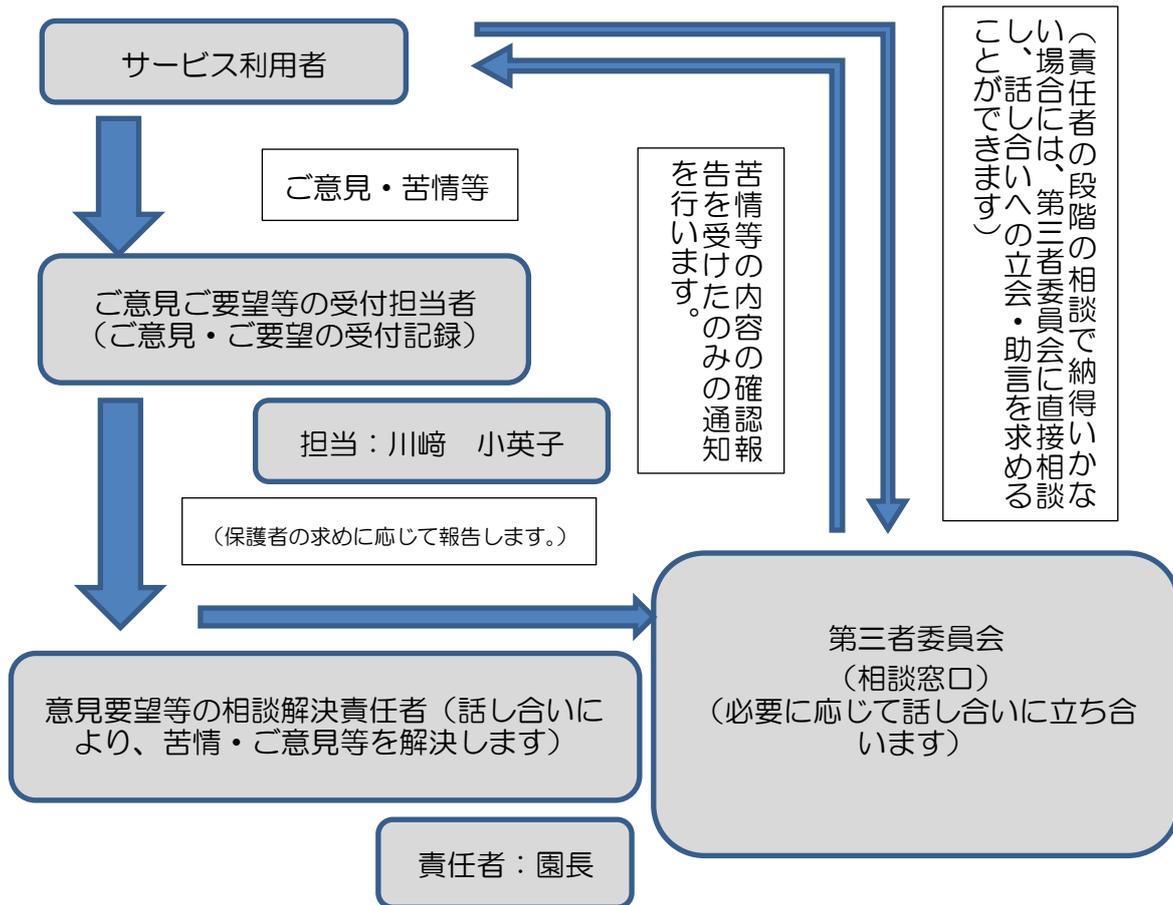
相談・要望・苦情窓口

| | | |
|------------|-----|--|
| 相談・苦情受付担当者 | 保育士 | 氏名 川崎 小英子 |
| 相談・苦情解決責任者 | 園長 | 氏名 山田 真紀子 |
| 第三者委員 | | 氏名 志村 美智代さん（児童民生委員） (電話) 0748-33-5972 |

苦情解決の仕組みについて

ご意見・苦情解決の仕組みについては、下記のように各担当者を決めています。また、外部の第三者委員会を含めた形で、公平妥当な解決がなされるようにしております。

れもんのこ近江八幡保育園 苦情解決のしくみ



- * 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
- * ご意見・ご要望は、後日、回答を添えておたより等で皆様にお知らせいたします。
- * 以上の仕組みで解決できない苦情・ご意見等は、滋賀県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

滋賀県社会福祉協議会運営適正化委員会の連絡先
T E L : 077 (567) 3920 F A X : 077 (567) 3923

賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|----------------------------|
| 保険の種類 | 園賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 施設賠償責任保険 |
| 保険金額 | 対人1名1億円、1事故7億円、対物1事故1000万円 |

園の1日の流れ

| 0歳児 | | 1, 2歳児 | |
|--------------------|--|-------------|----------------|
| 7:30~9:00 | 登園、検温、健康観察 | 7:30~9:00 | 登園、健康観察、検温 |
| 9:00 ~ 15:30 | 一人ひとりの 生活リズムに合わせ 離乳食や授乳 午睡や あそび・散歩をします | 9:00~9:30 | 自由遊び、水分補給 |
| | | 9:30~11:00 | 室内あそび 戸外あそび |
| | | 11:00~12:30 | 順次給食 |
| | | 12:00~14:30 | 順次午睡 |
| | | 14:30~15:30 | 順次おやつ、あそび |
| | | 15:30~16:00 | 順次降園準備 |
| 16:00~ | 降園開始、時間外保育 | 16:00~ | 降園開始、時間外保育 |

持ち物について

0～2 歳児 【共通】 準備するもの

| 用品名 | 数 | 指定品 | 手作り・市販品 |
|--------------------------------------|-----|-----|---------|
| バック トートバックなど | 1 | | ○ |
| 水筒（保冷できるもの） | 1 | | ○ |
| 連絡帳 | 1 | ○ | |
| けんこうのきろく | 1 | ○ | |
| 氏名ゴム印 | 1 | ○ | |
| カラー帽子 | 1 | ○ | |
| 食事用エプロン（無地） （ハンドタオルにゴムを通したも の） | 毎日3 | | ○ |
| 食事用口拭きタオル（無地） | 毎日3 | | ○ |
| おしり敷きタオル（無地） | 毎日1 | | ○ |
| おしり拭き（おしりナップ） | 1 | | ○ |

0 歳児 準備するもの

| 用品名 | 数 |
|--------------------------------|--------|
| バスタオル お昼寝用掛け・敷き(落ち着いた色味の無地のもの) | 2 枚 |
| 着替え 下着(肌着)、上着(半袖もしくは長袖)、ズボン | 常時3組 |
| オムツ お尻部分に大きく記名してください | 毎日5～6枚 |

※ロンパースについては要相談

1.2 歳児 準備するもの

| 用品名 | 数 |
|--------------------------------|--------|
| バスタオル お昼寝用掛け・敷き(落ち着いた色味の無地のもの) | 2 枚 |
| 着替え 下着(肌着)、上着(半袖もしくは長袖)、ズボン | 常時3組 |
| オムツ お尻部分に大きく記名してください | 毎日5～6枚 |
| 手拭きタオル フックに掛けられるもの | 毎日1枚 |

○なくなりましたら、随時お願いするものもありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

○園に準備しておく衣類等に関しては、季節やお子さまの発達に合わせて調整させていただきますので、あくまでも目安としてお考えください。

○オムツ・おしり拭きに関しまして手ぶら登園ご利用いただいていない方のみ該当します。

★午睡用寝具について

スタッキングベッドを使用します。ベッドに敷くシーツはバスタオル等四隅にゴム（細め）を付けたものをご用意ください。季節に応じ、掛布団として薄手の毛布やタオルケットに変えていただいても結構ですので、その都度相談してください。枕に関しましては、必要ありません。

【ベッドに敷くタオルケットのサイズ】

0、1歳児…50cm×100cm 2歳児…53cm×130cm



登園における保育の提供にあたり、説明すべき重要事項の内容は以上となります。

制度について

【手ぶら登園のご登録について】

当園では、オムツとおしりふきの定額利用サービス【手ぶら登園】を導入しております。

利用申し込み・解約・利用料金のお支払いにつきましては、保護者様と「BABY JOB 株式会社」との直接のやり取りとなります。サービスの詳細につきましては、パンフレットをご一読の上ご登録をお願い致します。

サイズの変更のご要望は保育者にお伝えください。おむつの発注は園で一括し行います。トイレトレーニングの進み具合によるオムツ使用枚数が減った場合等につきましては、お子様の日々の様子と同じく、保育士からお伝えしますので、ご参考の上登録情報をご変更ください。

【kids + family について】

「株式会社 kids plus」のシステム「kids + family」を導入しております。利用の内容は次の通りです。

☆登園・降園時間の登録

→アプリ内カメレオンコードを機器にかざして頂くことで、非接触にて時間をご登録頂けます。

☆お知らせの配信

→園及び各クラスからのお知らせ・行政からの情報共有等の配信を致します。

毎月の園だより・献立・ほげんだよりも kids plus にて配信致します。

☆連絡帳

→kids plusの連絡帳機能にてご家庭の様子を登園までにご記入お願い致します。

園からもお子さまの様子を配信いたしますので、毎日ご確認お願い致します。

※システムの利用内容は今後新たに増える可能性があります。その際は事前にお知らせし、ご説明を致します。

システムのご利用には、「kids + family」アプリのダウンロードをして頂く必要があります。

別途ご案内します「ご利用マニュアル」をよく読んで頂き、アプリのダウンロード・個人ページのご登録をお願い致します。

【その他】

☆当園では、園生活における写真や動画への公開に関して、個人情報の観点から保護者に同意を得ています。園行事等で、保護者の方々が撮影された写真、動画等につきましても個人情報保護の

必要や転載、流出の関係もありますので、SNSなどのインターネットへのアップロードはご遠慮下さい。

**☆ホクナリンテープなど身体に貼るタイプのテープは必ず玄関対応の職員にお伝えください。
(依頼書が必要となります)**

登園における保育の提供にあたり、説明すべき重要事項の内容は以上となります。

保育園における服薬の取り扱いについて

保育園は健康な子どもたちの集団生活の場でありますので、原則的には投薬を行っておりません。

(当園では、病児保育を行っておりません。)

ただし下記により、例外的に投薬を行う事もできますのでご案内します。

記

<例外的な投薬実施について>

※受診した病院の医師と相談されたうえで（朝、夕の2回の処方にしてもらうか、時間をずらして服用したりなどの変更ができないかなど）、保育園生活時間帯での投薬がどうしても必要と判断され、医師の指示があった場合のみ、保育園での投薬を実施します。

その場合は必ず下記の3セットをご提出ください。

- ★ **投薬依頼書（緊急連絡先など記入もれのないように）** * 毎日回収します。
- ★ **医師の指示に基づく処方薬の説明書（お薬手帳での代替不可）**
- ★ **一回分の薬（薬の袋や容器には児童氏名を記入）**

※**登園時に提出** = 毎回、必ずクラスで保育者に手渡ししてください。

(カバンの中に入れてあるだけでは投薬できません。)

※薬や処方箋を日をまたいでお預かりすることはできません。連続して投薬が必要な場合は毎日のやり取りをお願いします。

※薬は、ジュースやミルクなどに溶かさず、粉末は分包されたまま、シロップなどの水薬は1回分を取り分けて混ぜずにお持ちください。

※「市販薬」の投薬はできません。

※医師の処方に基く薬でも、「解熱剤」「座薬」「吸入薬」は、投薬出来ません。

※以前に処方されて残っていた薬や、兄弟姉妹の薬の流用などは投薬できません。

以上、投薬については、お子様の健康と安全を守るため、慎重に対応していきたいと考えております。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

個人情報保護に関する基本方針

(基本方針)

1. 社会福祉法人檸檬会れもんのご近江八幡保育園（以下、法人と保育園を総称して「本園」と記す）は、園児・保護者等・職員等に関わる個人情報について、その個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために自主的なルール及び体制を確立するとともに、個人情報保護に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努めます。

(個人情報の取得)

2. 本園はあらかじめ利用目的、共同利用者の範囲、問い合わせ窓口等の必要な情報を明示した上で、ご本人（お子様の場合には保護者、以下同様）の同意を得て、適正かつ適法な方法で個人情報を取得するように努めます。

(個人情報の利用)

3. 個人情報の利用目的をできる限り特定し、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。
 - (1) 本人の了解を得た場合
 - (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - (3) 法令等により提供を要求された場合
4. 法令等の規定に基づく場合を除いては、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

(個人情報の安全管理)

5. 個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、不正なアクセス、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、現時点での技術水準にあわせた必要かつ適切な安全措置を講じます。
6. 利用目的を失した個人情報については法令に定めるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示要求への対応)

7. 個人情報について本人から開示、訂正、追加、消去または利用停止の申し出があった場合には、ご本人であることを確認した上で、法令の規定に基づき、すみやかに対応します。

(個人情報の非開示の範囲)

8. 前項については、当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

(苦情への対応)

9. 個人情報の取り扱いに関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ適切にその解決に取り組むものとします。

(個人情報保護体制の継続的改善)

10. 預託された個人情報を適切に扱うために、内部体制を整え、規定の整備、職員等の教育等を通じて、ポリシーの遵守に努めるとともに、個人情報保護体制の継続的強化・改善にも努めます。

(個人情報保護に関する窓口)

11. 当園が保有する個人情報に関するご質問、お問い合わせ、開示等については下記窓口にてお受けいたします。

社会福祉法人 檸檬会
れもんのご近江八幡保育園
電話：0748-36-2090

《参考資料》

各種感染症

| 病名 | 主な症状 | 潜伏期間 | 登園のめやす |
|--------------------------|---|-----------------------|--|
| *麻疹 (はしか) | 高熱、咳、くしゃみ、結膜充血、目やに、発疹 | 8～12日 | 解熱後3日経過するまで |
| *水痘 (みずぼうそう) | 発熱とともに、水疱のある発疹 | 14～16日 | すべての発しんが痂皮化していること |
| *風疹 (三日はしか) | 軽い風邪症状、発熱とともに発疹 | 16～18日 | 発しんが消失していること |
| *流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発熱、唾液腺の腫脹・疼痛 | 16～18日 | 耳下腺等、腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| *インフルエンザ | 発熱、咳、のどの痛み、関節痛 | 1～4日 | 発症した後5日経過し、解熱後3日を経過するまで |
| *百日咳 | 特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が夜中に続く。 | 7～10日 | 特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること |
| 溶連菌感染症 | 扁桃炎、伝染性膿痂しん(とびひ)中耳炎、肺炎、化膿性関節炎、骨髄炎、髄膜炎等 | 2～5日 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| *咽頭結膜熱 (プール熱) | 高熱、扁桃腺炎、結膜炎、 | 2～14日 | 主要症状が消え、2日経過するまで |
| *流行性角結膜炎 | 目が充血し、目やに 目に膜が張ることもある | 2～14日 | 結膜炎の症状が消失していること |
| *急性出血性結膜炎 | 強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血 目やに、角膜の混濁等 | 2～3日 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| *ヘルパンギーナ | 高熱、咽頭痛、咽頭に水疱 | 3～6日 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ①ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス感染症) | 激しい嘔吐と下痢、 | 12～48時間 | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ②ウイルス性胃腸 (ロタウイルス感染症) | 嘔吐と下痢 しばしば白色便 脱水 | 1～3日 | |
| 手足口病 | 口腔粘膜と手足の末端に水泡性発しん | 3～6日 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染病紅斑 (りんご病) | 頬がリンゴのように赤くなる。 手、足、お尻に発疹ができる(かゆい) | 4～14日 | 全身状態が良いこと |
| 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 虫さされなどを掻き壊して細菌が付き、水疱ができて広がる。 | 2～10日 | |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | ピンクまたは白のちいさな丘疹で、中央にくぼみがある。 | 2～7週間 | |
| 突発性発疹 | 突然高熱が3日程度続き、熱が下がると同時に、全身に発疹が出る(生後6カ月～2歳位まで) | 9～10日 | 解熱し機嫌よく全身状態が良いこと |
| 疥癬(かいせん) | かゆみの強い発しん(丘しん、水疱、膿疱、結節) | 約1か月 | |
| マイコプラズマ肺炎 (うつる肺炎) | 咳、発熱、頭痛等のかぜの症状 | 2～3週間 | 症状が改善し、元気であれば登園可能 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 突発性発疹 | 高熱、3日後に全身に発疹 | 約10日 | 主な症状が殆ど消滅し、医師が登園しても差し支えないと認めるまで |
| RSウイルス感染症 | 発熱 鼻汁 咳嗽 喘鳴 呼吸困難 | 4～6日 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| アタマジラミ | 無症状であるが、吸血部分にかゆみを訴えることがある。 | 10～30日 卵は約7日で孵化する。 | 駆除を開始していること |

<意見書（医師記入）>

※意見書は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

意見書（医師記入）

保育所施設長 殿

入所児童氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

(病名) (該当疾患に□ レ点をお願いします)

| | |
|--|-----------------------------|
| | 麻疹（はしか）※ |
| | インフルエンザ※ |
| | 水痘（水ぼうそう） |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| | 結核 |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） |
| | 流行性角膜炎 |
| | 百日咳 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |
| | 急性出血性結膜炎 |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

○ ※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|---|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあつては、3日を経過していること） |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無性状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい時期を明確に提示できない感染症について（－）としている。

<登園届（保護者記入）>

※登園届は、一律に作成・提出する必要があるものではありません。

登園届（保護者記入）

保育所施設長殿

入所児童名

年 月 日生

（病名） （該当疾患に口にシ点を お願いします。）

| | |
|--|--------------------------------------|
| | 溶連菌感染症 |
| | マイコプラズマ肺炎 |
| | 手足口病 |
| | 伝染性紅斑（りんご病） |
| | ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等) |
| | ヘルパンギーナ |
| | RSウイルス感染症 |
| | 带状疱疹しん |
| | 突発性発しん |

（医療機関名） _____（ 年 月 日受診） において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日より登園

いたします。

年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届に記入及び提出をお願いします。

